

株式会社豊橋設計

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日

2. 当社の課題

課題1： 女性には向かない仕事・職場であるとの意識が管理職や社員のなかにある

3. 目標

・ マネジメント層や女性社員に対する意識調査の結果について、職場環境に対する満足度などの基準を1ポイント以上向上する

4. 取組内容と実施時期

取組1： すべての社員を対象としたマタハラ・セクハラ防止のための取組を実施する（派遣労働者を含む）

- 令和 4年 4月～ マタハラ・セクハラ防止について、労働者・管理職に周知する
- 令和 5年 4月～ 年毎に状況を分析し、次年度の周知内容に反映させる

取組2： 様々なハラスメントが起こらないよう、管理職への研修等によりハラスメント防止を周知徹底する

- 令和 4年 9月～ ハラスメントに関する情報を配信する
- 令和 5年 9月～ 外部講師（当社顧問社労士等）による研修会の実施